

福祉給付金を支給

外国籍町民高齢者・障害者等へ

町では、外国籍町民等の高齢者・障害者の方で、国民年金を受けられない方に対し、申請により福祉給付金を支給します。

▼対象者

次の3つの要件を備えている方で、かつ左表のいずれかの要件に該当する方

◆受給の要件と支給額

区分	要件	支給額
高齢者	○大正15年(1926)4月1日以前に出生した外国籍の方 ○明治44年(1911)4月2日～大正15年(1926)4月1日に出生し、昭和36年(1961)4月2日以降国内に転入した外国籍の方	月額 20,000円
重度障害者 (注1)	○昭和37年(1962)1月1日以前に出生し、昭和57年(1982)1月1日以前に障害が発生した外国籍の方 ○昭和22年(1947)1月1日以前に出生し、昭和57年(1982)1月1日～61年(1986)3月31日に障害が発生した外国籍の方	月額 38,000円
中度障害者 (注2)	○昭和36年(1961)4月1日～61年(1986)3月31日に障害が発生し、障害発生時に国外に居住していた日本国籍の方	月額 26,000円

(注1) 身体障害者手帳1～2級あるいは、療育手帳A1、A2の方など

(注2) 身体障害者手帳3級あるいは、療育手帳B1の方など

◎問い合わせ・申込み
福祉課 ☎内線303



心身障害者福祉年金を支給

町では、4月1日現在、町在住で身体障害者手帳、療育手帳を持ち、施設に入所していない方に、心身障害者福祉年金を支給します。

今年度は、次のとおり支給します。なお、心身障害者福祉年金は申請の手続きは不要です。

▼支給日 6月30日(金)

▼支給額

○身体障害者手帳1、2級及び知能指数35以下と判定された方・・・10,000円

○身体障害者手帳3、4級及び知能指数36以上50以下と判定された方・・・7,000円

○身体障害者手帳5、6級及び知能指数51以上70以下と判定された方・・・5,500円

▼支給方法 指定口座へ振込み

◎問い合わせ
障害福祉センター
☎(73)4530

「おおいそ生きがいマップ」

あなたのグループを

「おおいそ生きがいマップ」に載せてみませんか？
高齢者が自分にあつた「生きがい」を見つけ、明るく活動的な生活を送ることが介護予防に役立ちます。

「地域で生き活きと暮らすために！」をモットーに、高齢者の積極的な社会参加を支援する一環として、「おおいそ生きがいマップ」を作成することになりました。

町内で活動する生きがいづくりや健康づくり・趣味活動のグループをこの冊子で紹介いたします

ので、掲載を希望するグループは、6月30日(金)までに申込みください。

申込み書は、町のホームページからも取り出せます。

※すでに申込み済みのグループは再度の申込みは不要です。



◎問い合わせ・申込み
子育て介護課 ☎内線315

インターネットで

申請・届出!!

住民票の写しなど自宅や職場のパソコンから申請・届出ができます。

手続きには、利用者登録のほか、公的個人認証などの電子証明書が必要な手続きもあります。

利用できる手続き

- ・住民票の写し交付申請
- ・児童手当現況届
- ・児童手当等認定請求
- ・行政情報公開請求 など

電話でサポート

利用方法が分からないときは、相談電話で案内します。

☎0570(05)7500

《利用時間》8:30～17:30(土、日曜日、祝日、年末年始を除く)

電子申請は次のアドレスから

https://shinsei-p.e-kanagawa.lg.jp/soudan/html/kanagawa_top.html

町ホームページの「電子申請届出システム」からも接続できます。

◎問い合わせ

企画室 ☎内線206